

○山井委員 質問の時間をいただきましてありがとうございます。三年半ぶりに質問に立たせていただきます。

きょうは、子供の貧困率、生活保護基準の引き下げ、それが生活保護家庭の子供たちあるいは一般の低所得の方々にどのように影響を与えるか、そのことについて三十分間、質問をさせていただきたいと思います。

きょうは、このように十二枚、資料を配付させていただきました。

その中で、例えば六ページを見ていただきたいんですが、子供の貧困率の国際比較、これは長妻厚生労働大臣のときに初めて日本も公表をさせていただきました。残念なことに、OECD加盟三十カ国中、親が一人、一人親世帯の子供の貧困率は三十位、最下位でございます。

これをいかに引き上げるかということが重要でありまして、私たちは、民主党政権で、生活保護の母子加算の復活、児童扶養手当の父子家庭への支給の創設、子ども手当、児童手当の改定であります。そういうことも含めてやることによりまして、高校の中退者は半減をしましたし、また、生活保護家庭の子供たちの高校進学率も八七%から八九%に、三年間で二%アップをいたしました。

政治をどのような観点から捉えるかということがございますが、私は、政治というのは、最も国会から遠いところにいる弱い立場の方々の声をしっかりと受けとめる、そして、この日本という社会の中で一番苦しんでいる方々を力強く守っていく、応援していく、それが政治の責務だと思っております。これは、党派を超えて、田村大臣、新藤大臣、下村大臣も共感をしていただけるのではないかと思っております。

しかし、今回の生活保護、三年間で最大一〇%引き下げ、特に子育て世代を直撃、これは、そのような中で子供の貧困をさらに悪化させるというふうに私は思っております。

先日の長妻さんの質問でもございましたが、一ページ目の資料にありますように、生活保護だけではなく、生活保護基準に連動して、住民税非課税世帯、最低賃金、就学援助等々、数え上げれば切りがないぐらい、何十もの制度に連動をするおそれがあります。

そして、厚生労働省の調べでもございますように、二ページ目にありますように、一例を挙げただけでもこれだけ生活保護基準に関連する制度の例があるわけです。

それについて、さらにもう一つ重要な事実を指摘しておきますと、この資料の五ページ目、再逆転問題というのは皆さん御存じでしょうか。

ここに手づくりのフリップをつくらせていただきましたが、これは実際、岡山県のある地域の母子家庭のケースであります。生活保護世帯と低所得世帯が逆転しているということで、仮に一〇%引き下げたら何が起ころか。

ここを見ていただいたらわかりますように、住民税非課税世帯やさまざまな制度が連動して今までどおり動いたとすれば、今まで一般世帯において無料であった住民税が、矢印をしてありますように、四千五百円有料になり、国民年金保険料が四千九百八十円取られ、保育料が二万一千円取られ、約三万円の負担増になって、逆転を解消するどころか、一般の低所得者世帯を直撃して、再逆転になってしまうわけです。

実際、厚生労働省の社会保障審議会の基準部会では、生活保護基準をいじるときには二つ配慮してほしいということが書いてあるんですね。これは基準部会の報告書です。

一つは、このような生活保護基準をいじると低所得者対策全てに連動するから、その配慮を考えてくださいということと、特に、直撃を受ける子供の貧困に対する影響に配慮されたいということ。特に、この基準部会の報告書では、下げろなんということは一言も書いてありませんし、デフレのことも一言も書いてありません。

これは本当に、生活保護世帯だけではなく、日本国民の生活の最低レベルを下げるという、格差拡大につながる非常に重大かつ深刻な問題だと思います。

そこで、下村大臣にお伺いしたいんですが、先日、長妻さんへの答弁で、就学援助の対象者数は現状を維持しますということをお答えされました。これは本当に大丈夫なんですか。一〇〇%、対象は維持できるんですか。これは市町村の権限だと思うんですが、本当に下村大臣の権限で、今、一〇〇%対象を維持するとお約束はしていただけますか。

○下村国務大臣 お答えいたします。

委員の、子供における貧困、これについて連鎖がこれから起きないように対策をするということについては、共有するものでございます。

大臣になる直前まで、私もあしなが育英会の副会長をしております、遺児が九万人、奨学生、受けている学生がおりますけれども、私は一期生でございますが、そのときから比べるとさらに格差が広がっている、貧困が貧困を生んでいる状況の中で、子供の貧困の連鎖を断ち切るということについて、先ほど御指摘がございましたように、これは党派を超えて対応してまいりたいと思います。

そういう視点から、今回の生活扶助基準の見直しに伴う就学援助の影響については、できる限り影響が及ばないように、それぞれの制度の趣旨や目的、実態を踏まえて対応するという政府全体の方針を踏まえて対応することとしております。

文部科学省関係では、具体的に、これから述べる施策が関係するものというふうに考えております。一つは就学援助制度における学用品等の支給、特別支援教育就学奨励費、幼稚園就園奨励費補助、私立学校等授業料等減免、災害共済給付の共済掛金……（山井委員「もうわかっていますので結構です、それは資料に配付してありますから」と呼ぶ）はい。等々あります。

これについては、影響が出ないように、二十五年度の予算において、今までの事業ベースで既に予算配分しているところがございます。ですから、従来のベースの事業に、必要な予算をそのまま、それぞれの地方自治体として使っていただければ済むことでございますので、文部科学省としては、子供たちの教育を受ける機会が妨げられないように適切に対応してまいります。

○山井委員 答弁が後退しているんじゃないですか。長妻さんのときには現状を維持しますと明確に答弁されたのに、今は何か、できる限りとおっしゃっているんじゃないですか。

実際、ここの三ページに、文部科学省から回答をいただいたところには明らかにこう書いてありますよ。就学援助の対象者や金額について、右の四番目の下、「文部科学省としては、各市町村に対して、国の取組を説明の上、その趣旨を理解した上で各市町村において判断していただく」と。

下村大臣はいろいろおっしゃっていますが、最終的に、来年度のことも含めてこれを判断するのは市町村じゃないですか。

だから、時間がもったいないのですので、これ以上は言いませんが、要は、下村大臣が約束できることじゃないんです、これは。（下村国務大臣「委員長」と呼ぶ）いや、結構です、時間のこともありますから。

ですから、今のはもう答弁は結構です。要は、できる限りなんですよね。実際、それがどこまで連動するかわからないということでもあります。（下村国務大臣「委員長、委員長」と呼ぶ）いや、結構です。

次に、同じ質問ですが、新藤大臣にも質問をさせていただきます。

住民税非課税世帯、この次の資料にございますように、三千百万人ぐらいおられます。これが変化しますと、さまざまな低所得者への支援にこれは関係をしてまいります。

これも端的にお聞きします。一〇〇%、今回の生活保護基準引き下げがこの非課税世帯の基準に連動しないということを、この場で約束してもらえますか。イエスですか、ノーですか。

○新藤国務大臣 先生、制度を御承知だと思いますが、個人住民税の非課税限度額は、生活保護基準額の改正等を踏まえまして、翌年度の税制改正において所要の見直しを検討しております。したがって、二十五年度の変動はない、これはまず御理解いただきたいと思います。

その上で、二十六年度の見直しにつきましては、これは厚生労働省の考え方、そういったことも十分に伺いまして、また与党の税制調査会、この中で議論することになっております。その中で検討をさせていただきたい、このように思います。

○山井委員 これも、何か答弁が後退していますね。何か、これから検討させていただきますと。違うんじゃないんですか。要は、生活保護の基準を下げるというのはもう予算案で決めたわけでしょう。決めたにもかかわらず、就学援助が来年からどうなるか、住民税非課税世帯がどうなるか、これから検討しますと。そんなことでは、先ほど言った基準部会の報告書とも違ってきますよ。基準部会の報告書でも、そういうことに配慮した上で判断してほしいということを言っているわけですから。

ですから、ここで私は委員長にお願いしたいと思います。

今、両大臣からこういう答弁がございましたが、町村会長や市長会長を初め、地方自治体のこのことに対する見解というものをぜひ理事会に提出していただきたいと思います、委員長。

○山本委員長 後刻、理事会で協議させていただきます。

○山井委員 これは、時間に限りがありますから先に進んでいきますが、重大な問題ですよ。先日長妻さんが質問したように、五十万人に影響が及ぶのか、百万人に影響が及ぶのか、さっぱりわからないわけですから。(下村国務大臣「やっぱり委員長、反論させて」と呼ぶ) いやいや、ちょっと待って。もう次の質問に移らせていただきます。

それでは、ちょっと具体例について、田村大臣にお聞きしたいと思います。

実際、私が出会ったお子さんの話をさせていただきたいと思います。

高校一年生、生活保護を受けておられます。お父さんは、残念ながらアルコール中毒。お母さんは、そういうこともあって、ちょっとうつ症状になっておられて十分に働けない。それで、その高一の女の子は、四人きょうだいの長女。妹さんと弟さんがおられます。将来は保育士になりたい、できたら専門学校に行って保育士になりたいという夢を語っておられました。

しかし、今回、この生活保護基準が引き下げられるかもしれないという話をしたら、大体子育て世帯を中心に一万円から二万円引き下げられます、そうしたら、今でも、専門学校に行くのは弟や妹にもお金がかかるから難しいなと思っているけれども、ますます無理になるのかなど。それと、修学旅行に行きたいから毎月五千円積み立てているということを言っていました。その五千円も無理になるのかもしれないなということを言っていました。

つまり、今回、一万円や二万円カットされるかもしれないということで、何が言いたいのかといえば、子供の人生が狂ってしまう危険性があるんです。一生に一回の高校の修学旅行に行くのを断念しようかどうかと、そのお姉ちゃんは悩んでいるんです。もしかしたら、中退もせざるを得なくなるかもしれない。

もうお一人、こちらも生活保護の母子家庭のお子さん、マコト君、中学三年生。漫画が大好きで、将来漫画家になりたい。でも、漫画家になるためにはやはり専門学校に行かないとだめかもしれないなど。でも、ここも四人家族で、今のところ財政的になかなか余裕がない。

私が彼に会ったら、彼はこんなことを言いました。将来、僕は国会議員になりたいと言うんですね。それで、なって何するのと聞いたら、生活保護を充実させたいと言うんですよ。どう充実させたいのと言ったら、やはり、自分も今生活が厳しくて専門学校に行けるかどうかわからないから、そこを充実させてもらって、自分も夢を追い続けたいということをおっしゃっていました。私は、彼には生活保護基準が引き下げられるかもしれないということは言えませんでした。

もう一人のお話をさせてもらいます。

四十歳の母子家庭のお母さん、週三回老人ホームでパートで働いておられますが、DV被害を受けておられました。それで、小学校五年生のユリちゃんという女の子、その女の子はいじめに遭って不登校になっている、そういうような状況であります。これについても、またさらにこの世帯でも一万円ぐらい下げられるんじゃないかと思います。母一人子一人、本当に苦しんでおられます。

こういう子供たちの夢や希望を奪うことになりはしないか。高校の中退率、あるいは中学校の不登校の率、あるいは修学旅行に行けない、このようなケースが、田村大臣、ふえかねないんじゃないんですか。それは絶対ふえないということをお約束できますか。

○田村国務大臣 貧困の連鎖をさせてはいけないという思いは一緒であります。

その中で、先ほど下村大臣がおっしゃられたことを、まず私の方からもう一度申し上げると、就学援助に対しましては、国としての財政措置は今の基準でしているということでもありますから、地方自治体は今の基準の中で対応いただけるであろうということをおっしゃられたというふうに私は思っております。

それから、総務大臣の方からのお話でございますが、これに関しては、来年度はこれは変わりませんよね。再来年度どうするかという問題に関しては、これは与党の税調等々とも議論をしなきゃならぬことでもあります、それ

は再来年度のことです。

しかし、我々の今のこの思いというもの、そして、閣僚懇談会で、そういうところに影響させるべきではないよねというような申し合わせをしたこと、こういう思いを伝える中において、与党の税制調査会の中で、地方住民税の非課税限度額、こちらの方も、何を基準にするのか、どうするのかということをお話しをいただくことになっておるといってごさいますから、そこは御理解をいただきたいというふうに思います。

その上で、今のお話でございますが、例えば、お父上のアルコール中毒でありますとか、お母様のうつでありますとか、いろいろな問題はあると思います。しかし、そもそも今回のこの生活扶助というものは、基本的な生活のもとになるものに対しての扶助でございます。そういう意味からいたしますと、例えば、お母様のうつに対して、お父様のアルコール中毒に対しては、健康管理指導でありますとか、また、子供さんのいろいろなことに関しては養育相談等々、いろいろな制度があるんですね。

今回、ケースワーカーも増員をいたします。個々のそれぞれの家庭の状況はあると思うんです。しかし、それはただ単に生活扶助費が一万円、二万円多いからだけでは解決しない話でありまして、その根本にある問題を、ちゃんとお話をお聞きいたして、どう解決していけばいいか。

今回の生活保護制度、それから生活困窮者のいろいろな対策、こういうものをいろいろと我が方といたしましても用意をいたしておるわけでありまして、その中できめ細かく対応させていただくということが必要であろうと思います。

また、お子様の修学旅行の問題、いろいろな問題はあると思います。そういう問題に関しても、例えば生活福祉貸付等々で対応いただくだとか、また、今度、生活困窮者の対策支援におきまして、今からこれは法制化をしてみようと思っておりますが、この中にしっかりと学習支援を拡充いたしまして、この中において、例えば高校生のお子さんに関しても、塾のような、塾といいますか、放課後のいろいろな学習等々に支援ができるような、そんなことも広げていこう。それから、今は対象が中学校三年生です。それを中学校一年生まで引き下げて、小さいころから、いろいろな学習のお手伝いができるようにしていこう。

いろいろな手だてを今考えておりますので、そういう中において対応してまいりたいというふうに思っております。

○山井委員 まず、前段の答弁であります。いろいろ国としての思い、他制度に波及させないという思いはおっしゃいましたが、先ほどの答弁でも、それは確約できないということですから、それでは全く意味がないと思います。

そして、今の田村大臣の答弁、変だなと思ったのは、一万円、二万円上げたからその家庭が救えるわけではないという話でしたが、だからといって、下げるのはあんまりじゃないですか。より深刻になるわけですから。

それと、今、さまざまな学習支援を講じていくと言いましたけれども、そういう大ざっぱな話ではないんです。その学習支援が、本当に困っている子の家庭、子供に届くかどうか、そこはまだわかっていないんです。そこを言うならば、現金は削る反面、現物でそれ以上の教育支援をしっかりセットでやるという担保を、まずセーフティーネットをやらないと、今のままだったら、学習支援は今後とにかくやっていきます、全市町村でできるのはいつになるかわかりませんが、とにかくやっていきます、でも、ことしの八月からは生活保護基準をすぐに下げさせてもらいます。これでは、セーフティーネットなき中で、本当に子供たちの人生を奪いかねないと私は思います。

もう一度、田村大臣にお聞きしたいと思います。私がなぜこういう質問をしているかというと、子供たちの人生がかかっているんですよ、これは。今回の八月からの引き下げによって、大学進学を断念しようかどうか、高校の修学旅行に行こうかどうか、あるいは高校を中退しようかどうか。大人以上に子供はデリケートです。特に、弟や妹を持っているお姉さんやお兄さんは考えてしまいます。それで、一旦高校を中退したら、もう人生取り返しがつかないことになりかねないんです。後で、やり過ぎたから、もう一回ということにはならないんです。

例えば、配付資料の七ページを見てください。ここに、私が調べさせていただきました生活保護の子育て世帯の実情が書かれております。

この右の、パート、アルバイト、無業等々書かれておりますけれども、例えば、大都市近郊のA市におきまして

は、三十四人の無業のうち、やはり精神疾患十五名、疾病、病気十名というように、また親の学歴におかれましても、中学卒九名、高校中退八名というように、親もなかなか十分な教育を受けられなくて、いい仕事につけなかった。でも、その子供がまた今回の切り下げによって十分な教育を受けられなかったら、この子供もいい仕事につけない。貧困の連鎖が拡大してしまうんです。さらに、働きたくても、こういう病気や障害で働けない方が非常に多いわけですね。

ですから、田村大臣にお答えいただきたいんですが、生活保護家庭の高校中退率、あるいは修学旅行の不参加の率、あるいは不登校の中学生の率、不登校のことは質問通告していたと思いますが、それらのことで、どのような状況かお答えいただけますか。板橋区の例をお聞きしたのではないかと思います。

○田村国務大臣 いろいろと御質問をいただきました。

まず、修学旅行のお話でしたが、修学旅行に関して……（山井委員「いいです、中学校の不登校のものだけで結構です」と呼ぶ）いいですか。

お尋ねの統計について、全国的に取りまとめたものはございません。その中において、全ての項目について回答が得られた自治体の一つということでございまして、これに対して申し上げれば、高校中退者数であります、中退率、両方ともあわせると、生活保護世帯の高校生四百四十三人に対して中退者数が十五人、その割合は三％。

さらに、修学旅行の不参加率であります、百五十二人の同学年の生活保護世帯の生徒数に対して修学旅行に行けなかった者が一人、不参加率は〇・七％。ただし、理由をお聞きしたところ、これは金銭的な問題ではない、一般的な学生さんにもあるような他の理由であったということでもあります。

それから、不登校者数と不登校率であります、生活保護世帯の生徒四百七十人のうち不登校者数は四十八人、その割合が一〇％ということでございます。

○山井委員 この配付資料十二ページにありますように、板橋区の調査がございまして、ここで見てみますと、板橋区の中学校、結局、生活保護世帯の生徒の不登校率は一一・六％、一般世帯の不登校率は二・四％。つまり、四・八倍の不登校の格差が既にあるわけですね。ですから、これをどう縮めていこうかという話を私たちはせねばならないと思います。にもかかわらず、今回の生活扶助基準の引き下げで、このような子供に充てられる予算が減っていく可能性が大なんです。

そこで田村大臣にお願いしたいんですが、まず、実態を調査していただきたい。全国的に、今言った修学旅行、生活保護家庭で、行けていない子供たちがどれぐらいいるのか、また、高校中退がどれぐらいなのか。そして、この板橋区の例のように、中学校の不登校がどれぐらいなのか。

なぜならば、二つ理由があります。どういう実態に生活保護家庭や低所得家庭の子供たちが置かれているかという現状把握なくしては対策が講じられませんよね、当然、現状把握なくしては。それともう一つ。その現状を把握していかないと、来年、再来年と、どういうふう to それを改善できるかということがチェックできないんです。

ですから、私は、やはりこういう議論をする以上は、今言った高校中退、修学旅行不参加率、中学の不登校、ぜひ実態を調査してほしいと思います。

大臣、いかがでしょうか。

○田村国務大臣 まず、中学校に関しては、しっかりと教育扶助が出ているわけですね。高校に対しては生業扶助が出ています、教育費の中において。

それで、結果的に申し上げれば、不登校と、本当に経済的な、お金との関係があるのかというよりかは、多分、不登校にはそれなりの理由がある、家庭内でのいろいろな問題もあるんだと思います。そこを、ケースワーカーの増員でありますとか、また、生活の中における管理、指導、こういうものでしっかりと対応していくことが大事である、このように考えておまして、やはり、中学校の不登校という問題のその本質的な中身を考えたときに、家庭と子供の関係がどういう関係なのか、子供がどういう状況であるかというのは、全国的な統計というよりかは、一つ一つの家庭によって違うわけですから、そこはちゃんと家庭に対するいろいろな指導、対応をしていくということが必要であろうと思っておりますので、そのような対応をさせていただきたいと思っております。

○山井委員 ぜひここは、そのような調査をして、理事会に提出していただきたいと思っております。

ぜひ、委員長、お取り計らいをお願いいたします。

○山本委員長 後刻、理事会で協議させていただきます。

○山井委員 田村大臣、いろいろな要因があるということですが、そのいろいろな要因もまだわからないわけでしょう、実態把握していないわけですから。なぜ実態把握から逃げるんですか。

この資料にもありますように、高校進学率、生活保護家庭。今、さまざまな措置は講じていて教育扶助費も出しているとおっしゃっていますが、実際、一〇%、生活保護家庭の高校進学率が一般世帯より低いんです。さらに、これも、四年前のデータを出してくれと言ったら、政権交代前はこんなデータはとっていませんでしたと言うんですよね。でも、長妻大臣の指示でこのデータをとってきたからこそ、三年間では二%上がったなということがやはり検証できるんです。

もちろん、これは来年度以降も落ちることが絶対ないように検証していかなければなりません、やはりこれもデータがあるから、自分たちの政策がこれで間違っていないかということを検証できるわけです。

今、理事会でお願いしましたが、ぜひともこういう実態は調査していただきたいと思います。

最後になりますが、イギリスでは二〇一〇年に子供貧困対策法というのができまして、数値目標をつくって子供の貧困を撲滅していくということを超党派で決めたわけであります。日本ではその流れに逆行している。

私は、今回の生活保護切り下げというのは絶対間違っている。なぜならば、先ほど言ったような、子供たちが夢を諦めさせられるかどうか、その人生がかかっているんです。

私、一番心配しているのは、昔の障害者自立支援法のように、私たちが大反対するにもかかわらず強行した。やってみたら自己負担が大幅に上がって大変な事態になって、離婚された方とか親子心中とかいろいろな事件が起こってしまった。やり過ぎたということで、もとどおりじゃないけれども、かなり自己負担を軽くした。

でも、やり過ぎたでは済まないんです。その間に高校を中退したり大学進学を断念したりしたら、子供たちの人生は戻ってきませんから、ぜひとも再考をお願いしたいと思います。

ありがとうございました。